



# 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について

新型コロナウイルスワクチン接種業務は、例年になく対応として期間限定的に行われるものであるため、ワクチン接種が始まった令和3年4月からワクチン接種の実施期間である令和4年2月までのワクチン接種業務に従事したことによる給与収入は、算定しません。

## 対象者

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士)

## 手続きの方法

新たな被扶養者認定または被扶養者資格継続調査において対象となる収入がある場合は、ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市(区)町村、医療機関等)から証明を受けた、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」を提出してください。

申立書は、所属所の共済事務担当課から受け取るまたは当組合ホームページからダウンロードして使用してください。

## 対象となる収入

ワクチン接種業務に従事したことによる給与収入

## その他

- ワクチン接種会場の受付事務など特例の対象とならない場合があります。
- 申立書は被扶養者認定及び被扶養者資格継続調査の添付書類となります。

## 夫婦共同扶養の時は…

夫婦共同扶養の被扶養者認定基準が令和3年8月1日以降に認定事由が発生する申告から適用となりました。主な内容は次のとおりとなり、下線部は変更点です。詳細は当組合ホームページ「被扶養者」をご覧ください。

- ① 被扶養者の人数にかかわらず、年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後の1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。)が多い方の被扶養者となります。
- ② 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者となります。
- ③ 扶養手当またはこれに相当する手当の支給を受けている者の被扶養者となります。
- ④ 被扶養者として認定しない場合は、組合員に不認定の理由を記載した通知をします。この通知を次に届出を行う保険者等の関係書類に添えて提出してください。
- ⑤ 主として生計を維持する者が健康保険法等に定める育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、特例的に被扶養者を異動しないこととなります。

## 育児・介護休業手当金の給付上限相当額変更のお知らせ

### お知らせ

育児休業手当金及び介護休業手当金の算定の基礎となる給付日額には、上限額が設けられており、これを給付上限相当額といいます。

この給付上限相当額が8月1日より変更となりました。

給付名	給付割合	給付上限相当額
育児休業手当金	67/100 (休業期間が180日まで)	13,722円 (7月までは13,896円)
	50/100 (休業期間が181日以降)	10,240円 (7月までは10,370円)
介護休業手当金	67/100	15,102円 (7月までは15,294円)